## 市街地建設発生土の取扱い策定の方向性について

## 取扱い策定の方向性の考え方

自然由来であっても、基準を超過する場合は、移動先の環境保全の観点から、搬出以降の行為については、適切な管理が必要となる。

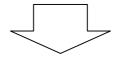
自然由来の可能性がある全ての土地について、土壌調査を実施し、搬出規制を行うことは、自然由来による重金属(特にヒ素)を含む土壌が広範囲に分布している本市においては、地域経済に与える影響などが懸念される。

## 【懸念される事項】

調査費用及び処理費用の増大、措置範囲確定の困難さ、事業期間の長大化、処理先の確保、代替土壌の確保

札幌市において、自然由来による重金属を含む土壌について、基準を超過する可能性があるのは、ヒ素による土壌溶出量基準の超過である。この土壌溶出量基準というものは、地下水摂取による健康リスクに関して設定されている基準である。札幌市では、従来から地下水の常時監視等を実施し、環境基準の超過が確認された井戸の飲用者については、保健所と連携して市上水道への切り替えなどの飲用指導を行っている。

平成 22 年 4 月 1 日に施行が予定されている「土壌汚染対策法の一部を改正する法律」の改正動向及び現在国土交通省で策定が進められている「建設工事における自然由来重金属等岩石・土壌への対応マニュアル」の策定動向を踏まえて検討する必要がある。



- ・取扱い策定の方向性についての議論
- ・取扱い策定の適用範囲についての議論
- ・取扱い策定の方向性における課題の整理